

税務および税関に関する新しい政令、ガイダンスの最新情報

2018年 6月



コンテンツ

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、以下の内容に関する重要な最新情報をご案内させていただきます。

1.



Decree 59/2018/ND-CP および Circular 39/2018/TT-BTCによる税関手続きに関するガイダンス

2.



中小企業支援法の施行細則Decree 39

3.



付加価値税、法人所得税、個人所得税に関する補足ガイダンス Circular 25/2018/TT-BTC

4.



親会社の所有権を証明できない知的財産権へのロイヤルティ費用は損金不算入

5.



輸入機械を内部移転ではなく支店へ直接持ち込んだ場合のVATインボイス発行

6.



帰国後に改めてベトナム赴任した外国人は改めて居住者・非居住者を判定

Contents

7.



輸入段階で追加納税決定を受けた
特別消費税額は控除不可

8.



契約の違約金は外国契約者税の課
税対象

9.



輸出加工企業(EPE)へ提供するサー
ビスの付加価値税率

10.



2016年7月1日から2018年2月1日
前までの期間に輸入物品を輸出した
場合の付加価値税還付



1. Decree 59/2018/ND-CPおよびCircular 39/2018/TT-BTCによる税関手続きに関するガイダンス

税関に関わる重要な規定を一部改正する政令Decree 59/2018/ND-CPおよび財政省Circular 39/2018/TT-BTCが、2018年4月20日付けで発行されました。施行日は、双方とも2018年6月5日です。



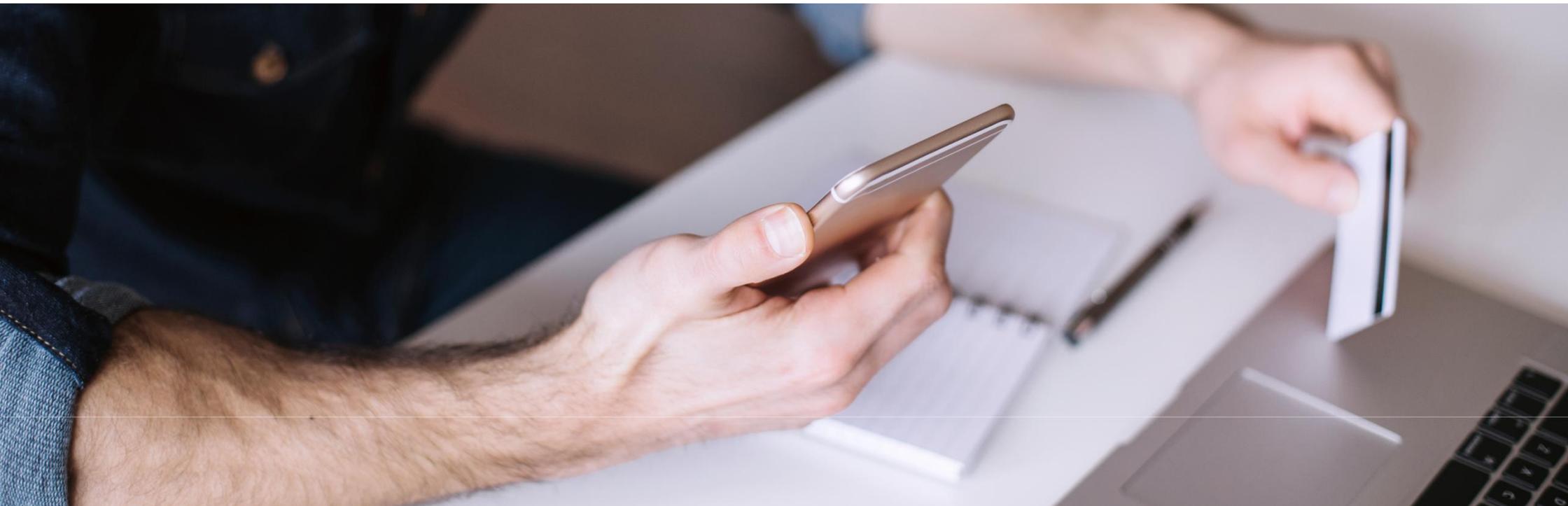
税関申告の電子申告化推進(例:登録直後から税関申告書の電子申告が可能になる、修正申告手続きも電子税関システムを通じて行う、加工・輸出製品製造企業はデータを税関とリンクさせれば年



次原材料使用状況報告書の提出が不要になるなど)、税関申告の申告書類および手続き、還付申請書類の受理および処理に関する手続き、また、過納額の処理などに関する明確かつ詳細な新しいガイダンスの補足が注目すべき改正点です。

2. 中小企業支援法の施行細則Decree 39

2018年3月11日付け政令Decree 39/2018/ND-CP(以下”Decree 39”)が、2018年1月1日から施行されている中小企業支援法の一部条項に対する施行細則として発行されました。留意すべき改正点の一つは、従来の2009年6月30日付け政令Decree 56/2009/ND-CPが規定していた支援策を受けることができる中小企業の基準が、より厳しくなっていることです。具体的には、従来の規定では、労働者数または総資本源泉のどちらかの基準を満たせば良かったのですが、Decree 39では、労働者数および総資本源泉(または売上高)の両方の基準を満たすことが必要となっています。



2. 中小企業支援法の施行細則Decree 39

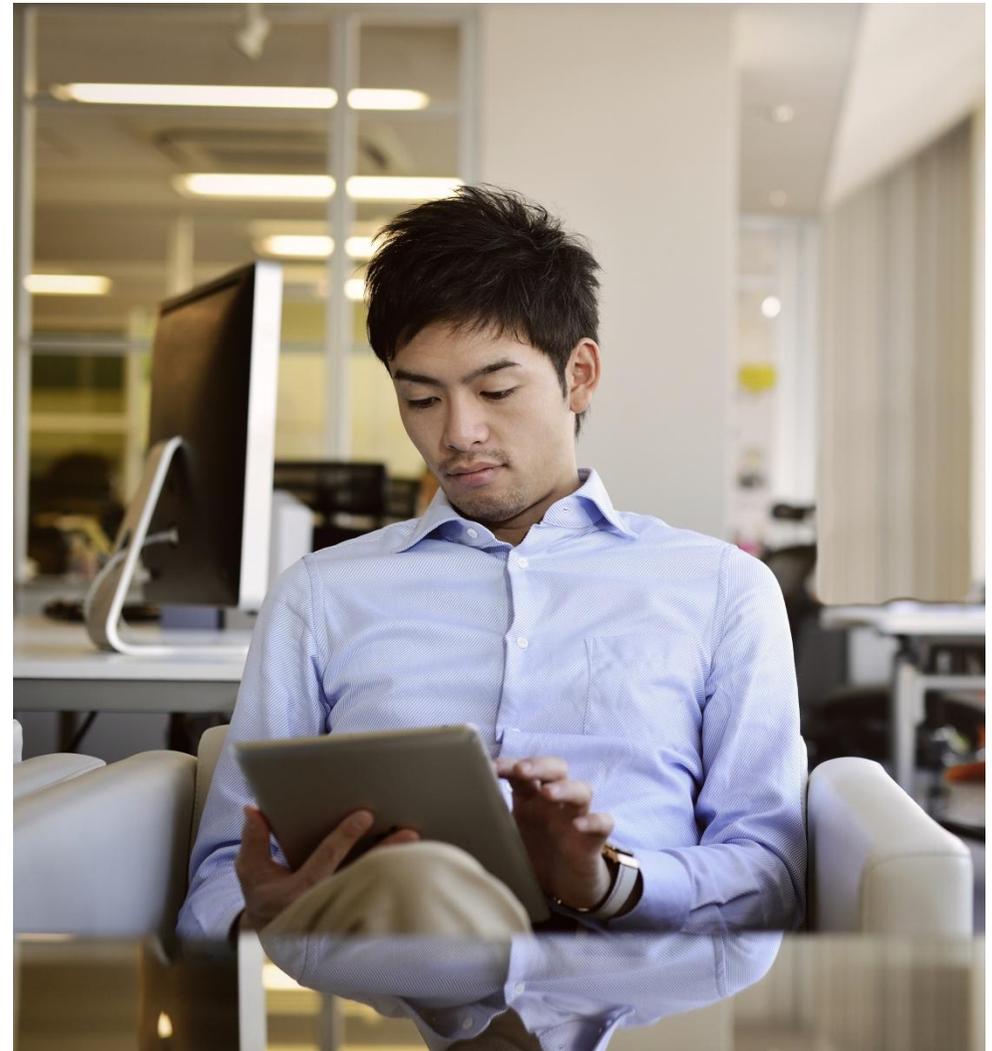
中小企業の基準は以下の通りとなっています。

	極小規模企業	小規模企業	中規模企業
農林業、水産業、および、工業、建設業			
年間平均社会保険加入労働者数	10人を超えない	100人を超えない（従来の規定では200人を超えない）	200人を超えない（従来の規定では300人を超えない）
総資本源泉	30億VNDを超えない	200億VNDを超えない	1,000億VNDを超えない
または 売上高	年間30億VNDを超えない	年間500億VNDを超えない	年間2,000億VNDを超えない
商業、サービス業			
年間平均社会保険加入労働者数	10人を超えない	50人を超えない	100人を超えない
総資本源泉	30億VNDを超えない	500億VNDを超えない（従来の規定では100億VNDを超えない）	1,000億VNDを超えない（従来の規定では500億VNDを超えない）
または 売上高	年間100億VNDを超えない	年間1,000億VNDを超えない	年間3,000億VNDを超えない

中小企業支援法と同様にDecree 39 においても、標準税率よりも低い法人所得税率が一定期間適用される旨の規定がありますが、具体的な税率については規定されていません。中小企業は、その他にも、融資支援、製造用土地支援、技術支援、コンサルティングおよび法令支援などを受けることができます。

3. 付加価値税、法人所得税、個人所得税に関する補足ガイダンス Circular 25/2018/TT-BTC

2018年3月16日付けCircular 25/2018/TT-BTC（以下”Circular 25”）が財政省から発行されました。Decree 146/2017/ND-CPへのガイダンス、そして、従来のCircular 78/2014/TT-BTCおよびCircular 111/2013/TT-BTCの一部改正がなされています。



3. 付加価値税、法人所得税、個人所得税に関する補足ガイダンス Circular 25/2018/TT-BTC

Circular 25 で注意すべきと思われるポイントは以下の通りです。

付加価値税(VAT)

開発した天然資源・鉱物資源で異なる製品への加工がなされていない天然資源・鉱物資源を輸出する場合に関する補足改正事項

-  直接開発した天然資源・鉱物資源の価額は、天然資源・鉱物資源の開発に関わる直接費および間接費で、開発地から加工地までの運搬費用は含めません。
-  天然資源・鉱物資源の価額プラスエネルギー費用が製造原価の51%以上を占める製品を輸出する場合には付加価値税の非課税対象となる旨の規定が廃止されています。

輸出製品・サービスに対する付加価値税還付

「輸入した物品をEPE など非関税区へ輸出する場合、輸入した物品を外国へ輸出する場合」が、付加価値税の還付対象に加えられています。ただし、Circular 25(およびDecree 146/2017/ND-CP)の施行日前に輸入した物品をCircular 25の施行日以降に輸出した場合には明記されていません。

3.付加価値税、法人所得税、個人所得税に関する補足ガイダンスCircular 25/2018/TT-BTC

法人所得税



資本譲渡に伴う固定資産の減価償却費

資本の一部または企業全部を譲渡する場合で、資産の移転がある場合、譲渡を受ける企業は、譲渡側企業の帳簿価格で移転を受けた固定資産に関わる減価償却費のみが損金として認められます。



生命保険・任意年金保険の購入費用、任意年金保険ファンドの購入費用に対する損金上限は1名あたり月3百万VND

生命保険の購入費用が上限のある損金項目（任意年金保険ファンドの購入費用、任意年金保険の購入費用と同じ項目）に含められました。なお、上限のあるこの損金項目に対する上限は、1名あたり月額3百万VNDへと引き上げられました。



3.付加価値税、法人所得税、個人所得税に関する補足ガイダンスCircular 25/2018/TT-BTC

個人所得税

Circular 111/2013/TT-BTCでは、株式会社の株式譲渡所得を証券譲渡所得に含めていました。Circular 25では、株式譲渡所得の概念を株券譲渡所得へと変えて課税所得としています。

Circular 25 は、2018年5月1日から施行されます。



4.親会社の所有権を証明できない知的財産権へのロイヤルティ費用は損金不算入

外国に所在する親会社へ支払うロイヤルティ費用に関する法人所得税上の取り扱いについてのガイダンスが、2018年1月15日付けOfficial Letter 231/TCT-CSとして税務総局から発行されました。これによれば、製造ノウハウの書類に関わる日本の親会社への支払い費用がベトナム子会社で発生しても、当該書類に関わる工業所有権・知的財産権を親会社が持つことを証明できる日本の管轄当局が発行する書類を提示できない場合には、ベトナム子会社の損金として認められません。

この例のように、グループ内管理サービス、商標権使用許諾、ロイヤルティなど特徴的な関連者間取引については、税務当局からますます厳しく問われる傾向にあります。このような特徴的な関連者間取引が発生する場合、如何に処理をするかを理解するために、取引の本質、証憑書類を精査して、管轄税務当局の最新のガイダンスを確認しておくことが重要となります。また、必要に応じて、税務専門家の意見を参考にすることも検討されては如何でしょうか。

5. 輸入機械を内部移転ではなく支店へ直接持ち込んだ場合のVATインボイス発行

輸入した機械を従属支店へ直接持ち込んだ場合の付加価値税取り扱いに関するガイダンスが、2018年4月5日付けOfficial Letter 1167/TCT-CSとして税務総局から発行されました。

具体的には次のようなケースです。従属支店で実施する投資プロジェクトで使用する機械設備の輸入契約を、支店ではなく会社として締結して、かつ、輸入関税および輸入付加価値税の納付も、税関手続きの際に会社として行い、輸入した機械設備を港から支店へ直接持ち込んだ場合（会社から支店への内部移転でもなく、異なる支店からの内部移転でもない）、輸入した機械設備については、会社として支店に対してVATインボイスを発行して税務申告の根拠とします。



6.帰国後に改めてベトナム赴任した外国人は改めて居住者・非居住者を判定

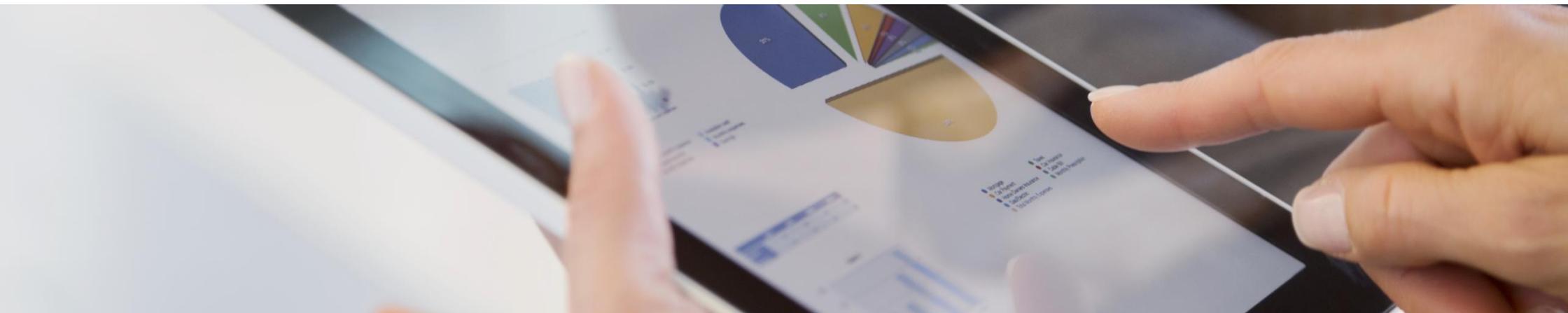
外国人がベトナムでの任期を終えて帰国した後に、改めてベトナム赴任をした場合の個人所得税に関するガイダンスが、2018年3月23日付けOfficial Letter 970/TCT-TNCNとして税務総局から発行されました。このガイダンスによれば、以前にベトナム赴任を終えて帰国した際に規定に基づく個人所得税の確定申告・納税を終えており、今回、改めてベトナム赴任となった場合には、初めてベトナムへ来た場合として居住者・非居住者の判定および申告初年度の決定を行います。



7.輸入段階で追加納税決定を受けた特別消費税額は控除不可



輸入段階で納付した特別消費税の控除に関するガイダンスとして、2018年4月4日付け Official Letter 14675/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。具体的には、以下の通りです。輸入段階で特別消費税の申告・納税を行った後に、税関当局から特別消費税納税額の追加納税決定書(税務不正・脱税に関わる罰則には該当しない)の発行を受けて、特別消費税の追加税額を納税した場合(輸入段階での特別消費税納税証憑もある)、税関当局の決定書に基づく追加納税額は、国内で販売する際の納税額計算において税額控除の対象にはならず、法人所得税の税額計算に際して損金算入が可能になるだけです。



8. 契約の違約金は外国契約者税の課税対象

契約違反に対する違約金への外国契約者税に関するガイダンスとして、2018年3月26日付けガイダンスOfficial Letter 11503/CT-TTHTがハノイ市税務局から発行されました。具体的には、以下の通りです。外国契約者への株式譲渡契約を締結した後に、その契約を解消せざるを得なくなり違約金を支払う場合、当該違約金は、外国契約者税の課税対象となります。みなし法人所得税が2%の税率（その他製造・商業活動に対する税率です）で課税され、付加価値税は非課税になります。

9. 輸出加工企業（EPE）へ提供するサービスの付加価値税率

税務総局から発行された2018年5月24日付けガイダンスOfficial Letter 1992/TCT-CSによれば、各種メディアとの関係維持、イメージ広告の管理のための各種メディアのフォローおよび報告、各種イベントの広報活動およびベトナムの各種メディアにおけるサムスン・エレクトロニクス・ベトナム社に関する情報チェックなどのサービスは、非関税区外で消費されるサービスとみなされて、付加価値税率10%が適用されます。



10. 2016年7月1日から2018年2月1日前までの期間に輸入物品を輸出した場合の付加価値税還付

ベトナム・ビジネス・フォーラム (VBF) への回答として、2018年5月14日付けOfficial Letter 5537/BTC-CSTが財政省から発行されました。これによれば、以下の内容が明確にされています。2016年7月1日から2018年2月1日前までは、輸入した物品を輸出した場合に付加価値税の還付を受けることはできません。2018年2月1日以降は、Decree 146/2017/ND-CPのガイダンスが適用されます(つまり、輸入した物品を輸出した場合に付加価値税の還付を受けることができます)。

税務、その他御社事業活動に関わる法令に関するアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

Contacts

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton Vietnam の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton Vietnam は責任を負いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要がある場合、Grant Thornton Vietnam からご支援が必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは
下記サイトへアクセス下さい。

grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
National Head of Tax
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata) Director – Japanese Desk

D +84 24 3850 1680
E kaoru.okata@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 28 3910 9231
E hungdu.nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 28 3910 9238
E hmy.tran@vn.gt.com

唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9135
E masato.karoji@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com